障害福祉サービス事業所等の指定の一部効力停止について

下記のとおり、児童福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定に基づき、下記のとおり行政処分(指定の一部効力停止)を行うこととし、平成31年2月20日に、愛知県は2事業者に対し当該処分について通知しました。

記

1 事業所の概要

事業所名	みらいとらい	障害者通所介護 ひなたコッコ
事業種別	指定障害児通所支援事業所 〔放課後等デイサービス〕	指定障害福祉サービス事業所 〔生活介護〕
所在地	豊川市大橋町2-3	春日井市二子町一丁目5-8 二子山キャッスル201
指定年月日	平成 28 年 2 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日
事業者	有限会社ばいく倉庫 (豊川市新豊町 1-28) 取締役 中嶋 伸元	株式会社しんせい (名古屋市港区港栄 2-1-3) 代表取締役 石田 備

2 処分内容

事業所名	みらいとらい	障害者通所介護 ひなたコッコ
根拠法令	児童福祉法第21条の5の24第1項	障害者総合支援法第 50 条第 1 項
処分内容	指定の一部効力停止 (新規利用者の受入停止6か月)	指定の一部効力停止 (新規利用者の受入停止3か月)
停止期間	平成 31 年 2 月 20 日 (水) ~ 平成 31 (2019) 年 8 月 19 日 (月)	平成 31 年 2 月 20 日 (水) ~ 平成 31 (2019) 年 5 月 19 日 (日)

3 処分理由

(1) 有限会社ばいく倉庫「みらいとらい」(放課後等デイサービス)

①虚偽による指定申請(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)

指定基準上、専任かつ常勤が要件である児童発達支援管理責任者について、常勤でない職員を専任かつ常勤で配置するとして事業所指定申請を行い、不正な指定を受けた。

②人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)

平成28年2月(指定時)から同年4月、及び平成28年7月から平成29年3月まで、 専任かつ常勤を要件とする児童発達支援管理責任者の勤務状況がその要件を満たしていなかった。

③不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)

放課後等デイサービスにおけるサービス報酬は、児童発達支援管理責任者が作成する放課後等デイサービス計画に基づき提供される療育等に対する対価として請求することとなっているが、配置要件を満たす児童発達支援管理責任者が不在の中、減算を行わず報酬の請求を行っていた。

④虚偽による変更届 (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)

児童発達支援管理責任者の変更に際し、専任かつ常勤の勤務要件を満たさない者を児童発達支援管理責任者として虚偽の変更届を県に提出した。

(2) 株式会社しんせい「障害者通所介護 ひなたコッコ」(生活介護)

①運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)

人員基準上必要な看護職員が平成28年10月から平成29年5月まで不在であった。

②不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)

看護職員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如の減 算を行わず報酬の請求を行っていた。

4 処分に伴う返還予定額(概算(最終的には市町村が確定)。)

	<u> </u>				
事業所	みらいとらい	障害者通所介護ひなたコッコ			
不正期間	H28. 2∼4、H28. 7∼H29. 3	H28. 10∼H29. 5			
不正受給額 (概算)	4,096,551 円	1, 328, 245 円			
加算金額(概算)※	1,638,620 円	531, 298 円			
合 計	5, 735, 171 円	1,859,543 円			

※返還金は、偽りその他不正の行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費額に40%を加算し、給付費を支給した市が事業者に対し返還を求める。(児童福祉法第57条の2第2項、障害者総合支援法第8条第2項)